

松本市告示第168号

松本市再生可能エネルギー電力切替奨励金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

松本市長 臥雲 義尚

松本市再生可能エネルギー電力切替奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における再生可能エネルギー100パーセント由来の電力の利用拡大によって家庭部門のゼロカーボンを推進するため、家庭で使用する電力を再生可能エネルギー100パーセント由来の電力に切り替えた、又は新規に再生可能エネルギー100パーセント由来の電力を選択した個人に対し、予算の範囲内で松本市再生可能エネルギー電力切替奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再エネ100パーセント電力 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスその他のエネルギー源として持続的に利用することができるものを100パーセント由来とする電力又はエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令第43号）第4条第1項第2号に規定する非化石証書等の購入により、実質的に再生可能エネルギー100パーセント由来とする電力のことをいう。
- (2) 小売電気事業者 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。
- (3) 省エネ家電 省エネルギー性能が一定水準以上のエアコンディショナー（以下「エアコン」という。）又は電気冷蔵庫をいう。

(交付対象事業)

第3条 奨励金の交付対象事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和8年4月1日以降に、次条に規定する交付対象者が令和8年3月31日以前から居住している住宅の電力供給契約を再エネ100パーセント電力を使用する契約でないものから再エネ100パーセント電力を使用する契約に切り替えたもの（以下「再エネ100パーセント電力への切替」という。）で、当該切替後の契約により電気の利用を開始する日（以下「契約切替日」という。）から交付申請日までの期間が当該契約切替日から起算して2か月以上1年未満であるもの

(2) 令和8年4月1日以降に、次条に規定する交付対象者が居住する住宅を転居し、転居先の電力供給契約を再エネ100パーセント電力を使用する契約としたもの（以下「再エネ100パーセント電力の選択」という。）で、電気の利用を開始する日（以下「利用開始日」という。）から交付申請日までの期間が当該利用開始日から起算して2か月以上1年未満であるもの
(交付対象者)

第4条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 再エネ100パーセント電力を使用する電力供給契約の契約者であって、再エネ100パーセント電力への切替又は再エネ100パーセント電力の選択（以下「再エネ100パーセント電力への切替等」という。）を行った市内に所在する住宅に現に居住している者
- (2) 再エネ100パーセント電力を使用する電力供給契約を当該契約の締結日から起算して1年以上継続する意思がある者
- (3) 過去にこの要綱による奨励金の交付を受けておらず、かつ、奨励金の交付を受けたことがある者と現に同居していない者
- (4) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でない者
- (5) 市税を滞納していない者
(奨励金の交付額)

第5条 再エネ100パーセント電力への切替等に係る奨励金の交付額は、1交付対象者につき20,000円とする。

2 市長は、別表第1の要件を満たす省エネ家電であって市ホームページで公表されているものを住宅に設置した交付対象者に対し、前項に規定する額に10,000円を限度として加算し、交付することができる。

(交付申請及び実績報告)

第6条 奨励金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市再生可能エネルギー電力切替奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に、別表第2に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の規定による交付申請兼実績報告は、市長が別に定める期間に行うものとする。

3 市長は、同日に受理した交付申請に係る奨励金の総額が予算の範囲を超えることとなるときは、当該日における交付申請の審査及び交付決定の順序を、抽選により決定するものとする。

4 申請者が、市長が指定するウェブサイトを利用する方法で第1項の規定による交付申請兼実績報告を行うときは、書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的記録により市長に提出することができる。

(交付決定及び交付額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請兼実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、奨励金の交付決定及び交付額の確定をしたときは松本市再生可能エネルギー電力切替奨励金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、奨励金の不交付決定をしたときは松本市再生可能エネルギー電力切替奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
（手続代行者）

第8条 申請者は、第6条の規定による交付申請兼実績報告に係る手続を、再エネ100パーセント電力の供給を行う小売電気事業者に委任することができる。
（変更等の承認申請）

第9条 第7条の規定により交付決定及び交付額の確定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後、第6条の規定による交付申請兼実績報告の内容を変更し、又は中止しようとするときは、松本市再生可能エネルギー電力切替奨励金変更・中止承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 交付決定者が、市長が指定するウェブサイトを利用する方法で前項の規定による申請を行うときは、書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的記録により市長に提出することができる。
（変更等の承認決定）

第10条 市長は、前条の規定により変更又は中止の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、松本市再生可能エネルギー電力切替奨励金変更・中止承認決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。
（奨励金の請求）

第11条 交付決定者は、第7条の規定による交付額の確定又は前条の規定による変更の承認があったときは、松本市再生可能エネルギー電力切替奨励金交付請求書（様式第6号）を提出し、奨励金の交付を受けるものとする。
2 交付決定者が、市長が指定するウェブサイトを利用する方法で前項の規定による請求を行うときは、書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的記録により市長に提出することができる。
（交付決定の取消及び奨励金の返還等）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定を取り消し、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。
(1) この要綱の規定に違反したとき。
(2) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受けたとき。
(3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。
（調査等）

第13条 市長は、申請者又は交付決定者に対し、奨励金の対象となった電力供給契約及び省エネ家電の設置に係る状況等の調査を行い、又は書類の提出を求めることができる。

(ゼロカーボン市民アクションプランの実践)

第14条 交付決定者は、ゼロカーボン市民アクションプラン in まつもとに定めるアクションプラン（再生可能エネルギー電力への切替に係るものを除く。）の実践に努めるものとする。

2 交付決定者は、市が実施するゼロカーボンに関する取組み及びこれに関連する調査に協力するものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 第5条第2項の規定による交付額の加算を受けた交付決定者は、交付申請年度の翌年度から起算して6年間、交付対象である省エネ家電を奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、松本市再生可能エネルギー電力切替奨励金財産処分承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、承認を受けたときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を交付決定者へ松本市再生可能エネルギー電力切替奨励金財産処分承認・非承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 交付決定者が、市長が指定するウェブサイトを利用する方法で第1項ただし書の規定による申請を行うときは、書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的記録により市長に提出することができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

省エネ家電 品目	能力・サイズ	統一省エネラベル・省 エネ性能	加算要件
エアコン	2.2kW以下	★2.1以上	次の全ての要件を満たすものとする。 1 再エネ100パーセント電力への切替等に係る小売電気事業者への申込日から遡って60日目（令和8年3月31日以前の場合は令和8年4月1日）から、交付申請日までに購入したもの 2 再エネ100パーセント電力への切替等を実施する住宅へ設置したもの（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅にあつては、住宅部分に設置したものに限る。） 3 住宅の建築（増築、大規模修繕及び模様替えを除く。）に係る検査済証の交付日より後に設置したもの 4 市内に事業所若しくは事務所を有する法人又は個人事業者（以下「市内事業者」という。）から購入したもの 5 中古品でないもの
	2.5kW以上 2.8kW以下	★2.1以上	
	3.6kW以上	★2.1以上	
電気冷蔵庫	51L以上 350L以下	★2以上	かつ、省エネ基準達成率100パーセント以上
	351L以上 450L以下	★3以上	
	451L以上	★4以上	

別表第2（第6条関係）

書類名	備考
再エネ100パーセント電力供給契約の概要が確認できるものであって、小売電気事業者への申込日、契約住所及び供給地点特定番号が分かるものの写し	契約書の写し、契約した小売電気事業者が運営するWebページにおいて当該契約情報が分かるマイページ等の写し、電力検針票の写し等（複数書類の提出を可能とする。）
再エネ100パーセント電力への切替等を行った日から起算して2か月間の電気使用量及び電気料金が分かるものの写し	
再エネ100パーセント電力への切替日から遡って1か月間の電力請求明細及び契約住所並びに供給地点特定番号が分かるものの写し	第3条第1号に該当する場合に限る。
転居したことが分かるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 第3条第2号に該当する場合に限る。 2 住民票の写し（個人番号が記載されていないもの）、住宅の賃貸借契約書の写し、住宅の売買契約書の写しその他の申請者の居住地が分かる書類の写し
本人確認書類	個人番号カードの写し（表面のみ。裏面は不可）、運転免許証の写し、住民票の写し（個人番号が記載されていないもの）、健康保険資格確認書その他の申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できるもの
交付対象省エネ家電に係る領収書等の写し	<ol style="list-style-type: none"> 1 第5条第2項の規定による加算の交付対象である場合に限る。 2 交付対象省エネ家電の購入等に係る費用負担の内容が分かるもの 3 支払日又は領収日が記載されたもの 4 市内事業者からの購入であることが分かるもの
交付対象省エネ家電を対象住宅へ設置した後の状況及び交付対象省エネ家電の型番号が確認できる写真	第5条第2項の規定による加算の交付対象である場合に限る。
交付対象省エネ家電の保証書等の写し	1 第5条第2項の規定による加算の交付対象である場合に限る。

	<p>2 交付対象省エネ家電の型番号、商品名等が記載されたもの</p> <p>3 保証書、納品書、出荷証明書その他新品であることが確認できるもの</p> <p>4 メーカー又は販売代理店発行のもの</p>
その他市長が必要と認める書類	